

第3章

計

画

の

体

系

第3章 計画の体系

障害のある、ない、あるいは障害の種類や程度にかかわらず、地域社会全体から必要な支援を得ながら、誰もが快適に暮らせるまちづくりを進める

(基本的な考え方及び目標)

(施策の方向性)

1 地域で支える基盤づくり

(自助・共助・公助のバランス)

- 1.地域における支援体制の整備
- 2.ボランティア活動の推進
- 3.障害者福祉基盤の整備

2 快適に過ごせる環境づくり

(ハードとソフトのバリアフリー)

- 1.こころのバリアフリーの推進
- 2.人にやさしいまちづくりの推進
- 3.外出の支援

3 生きがいを持って暮らせるまちづくり

(主体性のある社会参加)

- 1.育成支援体制の整備
- 2.一人ひとりのニーズに応じた教育の推進
- 3.適性や能力に応じた就労の場の確保
- 4.余暇活動・生涯学習活動の充実

4 安心して暮らせるまちづくり

(個人の権利といのちを守るしくみ)

- 1.権利擁護体制の活用
- 2.サービスの質の確保・向上
- 3.緊急時対策、防災・防犯対策の充実
- 4.保健・医療体制の充実

5 自分にあった生き方ができるまちづくり

(個性と自己選択の尊重)

- 1.地域における生活基盤の整備
- 2.福祉サービスの充実

6 情報提供・相談体制のしくみづくり

(自立した生活を支える基盤)

- 1.情報提供体制の充実
- 2.相談体制の充実
- 3.コミュニケーション・情報取得に対する支援の充実